

令和7年度福岡県教育職員免許法認定講習実施要項（幼稚園用）

- 1 目 的 教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園教諭一種免許状を取得させるために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図る。
- 2 名 称 令和7年度福岡県教育職員免許法認定講習
- 3 主 催 福岡県教育委員会・北九州市教育委員会・福岡市教育委員会
- 4 会 場 福岡教育大学（宗像市赤間文教町1－1）
中村学園大学（福岡市城南区別府5丁目7－1）
- 5 開設科目 別紙「認定講習一覧表（幼稚園教員対象）」のとおり
及び日程 （1科目につき2日間で実施）
- 6 受講対象者 以下のとおり

取得希望免許状	受 講 対 象 者
幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種免許状を所有し、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）に勤務している教員

※ただし、申込期限時点から講習当日までにおいて産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病気休暇及び病気休職中の者を除く。

※受講対象者は福岡県内の学校に勤務している者を優先します。

7 受講申込方法

- (1) インターネットでの申込とする。
個人で以下のURL又は右側のQRコードからアクセスすること。
(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/1EAWJZg2>)



「QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です」

※各所属の管理職に相談の上、受講申込の許可を得ること。

※学校コードについては各学校の学校基本調査担当に尋ねるか、文部科学省のHP (https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html) で確認すること。

(2) 申込期限

令和7年6月22日（日）

8 受講料

受講料は徴収しない。ただし、テキスト及び実習費等の経費は受講者負担とする。
テキスト等が必要な場合は受講決定時に通知する。

9 受講者の決定

(1) 申込者が定員を超過した場合、今までに修得した単位数等を考慮して決定する。

(2) 受講者の決定については、7月上旬に所属長宛て通知予定とする。

10 単位の認定について

単位は、出席状況と試験等の成績により合格と判定された者に授与する。

(1) 単位は、同一科目2日間で1単位とする。

(2) 試験等の成績は、「可」・「不可」とし、「不可」は不合格とする。

(3) 2日間を通じて、理由のいかんにかかわらず、総時数の5分の4以上の出席（講義のみの科目については12時間以上、実技等を伴う科目については15時間以上の出席が必要）がなければ不合格とする。なお、台風等の不可抗力により講習を中止した場合も同様の取扱いとする。

11 遵守事項

認定講習受講に係る遵守事項（以下「遵守事項」という。）に反した受講者は、受講を取り消すとともに所属長に報告するので、受講者においてはこの遵守事項をよく読み、くれぐれもこれに反することがないように注意すること。

「認定講習受講に係る遵守事項」

- 1 教育職員として研修を受けるにふさわしい服装、態度で受講すること。（ジャージ、短パン、サンダル履き等での受講は認めない。）
- 2 講習会場へは公共交通機関を利用すること。受講者の身体的理由等のやむを得ない事由により、事前に各講習主催の教育委員会の許可を受けた者以外は、大学構内への自家用車の乗り入れは厳禁とする。許可なく大学構内に自家用車を乗り入れたり、近隣商業施設や公園等の駐車場に自家用車を駐車した場合は、発見次第直ちに受講を取り消すこととする。
- 3 原則として、遅刻・欠講・早退は認めない。遅刻・早退した場合は、その時限は欠講したものとする。
- 4 講義内容の録音及び写真撮影等は原則禁止とするが、身体的な理由等により必要な場合は、必ず事前に講師の了解を得ること。
- 5 遵守事項に反し受講決定が取り消された場合、職免で受講している者にあつては、職免自体が取り消され、その当日の服務は欠勤となること。

12 各会場の駐車場について

遵守事項に従い、公共の交通機関等を利用し、自家用車の乗り入れは絶対にしないこと。

ただし、福岡教育大学会場においては、受講者本人の身体的理由により自家用車使用がやむを得ないと判断される場合のみ、許可することがある。希望者は7月の受講決定後、所属長を通じて、各講習主催の教育委員会へ電話連絡し、指示を受けること。

13 その他

- (1) 使用テキスト、持参物、講義室等については、受講決定時に通知すること。なお、講義内容等の都合上、一部変更の可能性があること。変更等については、ホームページに掲載するため、適宜確認すること。

- (2) 当日の時間割は以下のとおりであること。

受付を1日目8時45分から9時00分までに行うこと。

講義の都合により、終了時間や日程が一部変更となる場合があること。

受 付	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	昼 食	第5時限	第6時限	第7時限	第8時限
8:45 ～9:00	9:15 ～10:00	10:00 ～10:45	10:55 ～11:40	11:40 ～12:25		13:15 ～14:00	14:00 ～14:45	14:55 ～15:40	15:40 ～16:25
1日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	講 習
2日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	試 験

- (3) 受講者決定後に講義内容の変更等が生じた場合は、申込時のメールアドレスあて通知すること。

- (4) 各講習の主催者別の問い合わせ先は、以下のとおりであること。

【問い合わせ先】

福岡県教育庁教育総務部教職員課 管理免許係
TEL：092-643-3894

北九州市教育委員会教職員課 教職員係
TEL：093-582-2372

福岡市教育委員会職員部教職員第1課 第1係
TEL：092-711-4754